

官報号外 平成七年五月十九日

○ 第百三十二回 参議院会議録第二十四号

平成七年五月十九日(金曜日)

午前九時三十一分開議

○ 議事日程 第二十四号

平成七年五月十九日

午前九時三十分開議

第一 國際連合要員及び関連要員の安全に関する件(衆議院送付)

第二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(衆議院提出)

法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第一及び第一

一、予算委員長坂野重信君解任決議案(永野茂門君発議)(委員会審査省略要求事件)一、保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

一、平成七年度一般会計補正予算(第1号)

一、平成七年度特別会計補正予算(特第1号)

一、平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、特定中小企業者の新分野進出等による経済

○ 本日の会議に付した案件

○ 議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

永野茂門君発議に係る予算委員長坂野重信君解任決議案は、

議長(原文兵衛君) これがより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。永野茂門君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔永野茂門君登壇、拍手〕

○ 永野茂門君 私は、ただいま議題となりました

予算委員長坂野重信君解任決議案に關し、その提

案理由を申し述べます。

理由の第三は、五月二十三日には外務、通産、

経企の各大臣が海外に派遣され、予算審議上支障

を来すというものでありますけれども、平成会は、今回に限定する特別の措置として、補正予算

の緊急性と國務大臣の海外派遣の重要性との調和

を図る観点から、右各國務大臣の代理大臣による

予算審議を提案しているものであります。した

がって、右の理由も一日に限定する理由とはならぬものであります。

以上の状況のもとにおきまして、平成会は補正

その上で大震災対策を含めた抜本的補正予算を早

期に国会に提出する旨を確約いたしました。

今回の補正予算案は、平成七年度当初予算の実質的組み替え予算と見るべき重要な予算案であり、本予算に準ずる重要な予算案であります。

右の観点に立つて、平成会は、補正予算の慎重審議を求め、少なくとも五日間の審議日程を要求いたしました。しかし、衆参両院を代表する与野党各会派の協議の結果、補正予算審議日程を衆参おのおの二日半とすることの合意を見ましたので、平成会といたしましては、審議日程を五月十九日より二日半とすることを要求いたしました。

しかるに、与党は、予算委員会理事懇談会の数次にわたる協議において、本十九日一日のみの線を強く主張いたしました。しかし、与党の主張する予算審議一日だけとする理由は全く合理性がないものでありまして、与党が一日だけの審議とする第一の理由は、本補正予算は災害対策を中心とするものであるから一日も早い成立が必要とするものであります。しかし、予算を五月十九日に成立させるということと五月二十三日に成立させるということでは、災害対策の実施に何の消長を来すものではないことは明らかであります。

理由の第二として、本補正予算の一日前も早い成立を地方公共団体が期待しているというものであります。これが、これについても、右第一に対する同様に、予算審議一日だけとした場合と一日に限定した場合とで地方公共団体の予算措置に関しまして何ら変わりはないものであります。

理由の第三は、五月二十三日には外務、通産、

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔投票箱閉鎖〕

○ 議長(原文兵衛君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○ 議長(原文兵衛君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じま

す。

〔議場開鎖〕

〔投票箱開鎖〕

○ 議長(原文兵衛君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じま

官 報 (号 外)

としております。

第三に、国際的な整合性にもかんがみ、保険会社からの委託を受けない独立した新たな販売チャネルとして、保険仲立人を保険契約の締結の媒介を行う者として法律上位置づけることとしてお

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入することとし、大蔵大臣は、自己資本比率その他の保険会社の財産の状況等を勘査して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる旨の規定を置くこととしております。

け、破綻保険会社の保険契約を救済保険会社に包括移転等をする際に、同基金から救済保険会社に

最後に公正な事業運営の確保に関する事項であります。

第一に、本員総会に加わるべき機関として、総代により構成される総代会を法律上規定することとしております。また、相互会社における経営

チェック機能の強化を図るために、少數社員権・少數総代権の行使要件を大幅に緩和することとしているほか、社員の代表訴権につきましても単独権化することにいたしております。

第二に、ティスクローラー規定の整備として、保険会社は、事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、本店及び支店に備え置き、公衆の概観に供する旨の規定を置くこととしております。

以上のはかにも、保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の保険業法への一本化をするとともに、相互会社から株式会社への組織変更などの規定を設けることとしたしてい
るほか、保険制度全般にわたって所要の規定の整

備を図るに止まらずしておなります。

次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。今御説明申し上げました保険業法案の提出に伴い、四条はまつを補充して下る所並びに

す。
し馬鹿法律の裏側等をばらぶる事がある。まことに
この法律案を提出することとした次第でございま

その大要を申し上げます。
損害保険料率算出団体に関する法律につきましては、算定会が算出する保険料率について認可制から届け出制へ移行する等の改正を行うこととしているほか、その他十九法律につきまして保険業法の準用規定を改正するなど、所要の規定の整備を図ることといたしております。

以上、二つの法律案につきましてその趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がござります。發言を許します。

白派 | 良君

て、ただいま議題となりました保険制度改革関連二法律案に対し、総理並びに大蔵大臣に質問いた

す。 まず、最近の経済情勢についてお伺いいたしま

我が国経済は、政府の景気回復の過程にあるとの認識にもかかわらず、一向にそれを肌で感じる

立てるすべもなく、また証券市場も長期にわたり低迷を続けており、このため、銀行及び保険会社等金融機関の株式保有に係る含み益も減少し、決算もままならない状況に追い込まれております。

産業界を初め金融・証券界からも政府、日銀に
対し有効な円高対策、証券市場活性化対策を求めて
ておりますが、この間、政府の行動は後手に回

保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

り、APEC蔵相会議あるいは先日のG7でも効果的な為替安定策の合意を得ることに失敗し、去る四月十四日に出した緊急円高・経済対策は、市場関係者から、もともと円高基調を変えるような内容が出てくるとの期待は小さく、その意味で失望感も余りないと皮肉られる始末で、タイミング、内容ともに、失望を通り越し、為替市場、証券市場から無視される存在でしかなかったのであります。

こうした状況を見ると、村山内閣は、経済判断を的確に行う人材は見当たらず、経済運営に対し何ら有効な策を持っていないとの印象を持たざるを得ません。経済のファンダメンタルズと乖離しているのか、また、今後、証券市場活性化対策をた円高に対し今後どのような対策を講じようとしているのか、また、今後、証券市場活性化対策を含めどのような金融政策をとっていくのか、具体的かつ明確な答弁を継続的に求めます。

さて、本論に入り、今回の保険制度改革の理念について伺います。

今回の保険制度改革は、金融の自由化、国際化等の保険制度を取り巻く環境の変化に対応し、また保険業の健全性を確保するために行われるものであるとされております。

そこで伺いますが、我々利用者にとって具体的な利点はどこにあるのでしょうか。具体的にどのような点について利用者の利便の向上が図られるのでしょうか。

さきの平成四年に実施された金融制度改革においても、利用者のための改革と言われておりますが、実際そこで行われたのは、経営の悪化した金融機関を救済するための子会社化と機関投資家等を顧客とするホールセール中心の子会社の設立にすぎないのです。

国民にとって、不慮の事故、死傷、災害に際し保険の保障は大きな頼りとなる必要欠くべからざる存在であり、保険に加入することは保険会社から約束を担保されたことになります。その約束が果たされなくなることは論を待たず、保険会社の

また、今回の法案では、生命保険会社と損害保険会社が子会社方式によりそれぞれの分野に相互参入することとしております。これは、さきの銀行業及び証券会社の金融制度改革と同様のいわゆる業態別子会社方式と言われるものであり、この保険制度改革をもって一連の金融制度改革の総仕上げにこぎつけようとしております。

しかしながら、去る三月三十日の政府の規制緩和推進計画の中には独禁法における持ち株会社規制規定の見直し検討が入れられ、また二月の行政改革推進本部規制緩和検討委員会の意見報告では、金融、証券、保険の分野における持ち株会社方式あるいはユーニバーサルバンク方式等による相互参入の検討も必要とされており、今後、業態別子会社方式を転換して、持ち株会社方式やユーニバーサルバンク方式により金融制度改革が推し進められていくような気配が感じられます。

金融制度調査会は、平成三年に出した答申の中で、銀行業務と証券業務の間の相互参入について、各金融機関が本体で銀行業務及び証券業務を幅広く行うユニバーサルバンク制度は銀行経営の健全性の維持、利益相反による弊害防止の面では現時点では問題が多い、また持ち株会社方式についても金融制度見直しの目的だけのためにその改正を求めるることは過当ではないとしております。

こうした理由から平成四年の金融制度改革においては業態別子会社方式が採用されたわけでありますが、業態別子会社方式は持ち株会社方式やユーニバーサルバンク方式に至る單なる一里塚にすぎないのでしょうか。今回の保険制度改革が完了しないのでしょうか。

た際には、あっさりとこの方式は捨てられてしまふのでしょうか。

特にユーバーサルバンク方式では、強い金融機関はますます強く勢力を拡大していくことも懸念されているところであり、保険も含め金融制度の中でも今後も業態別子会社方式は維持されていくのかどうか、まず大蔵大臣に見解をお伺いいたしました。

さらに保険審議会が平成四年六月に出しました申においては、生損保相互乗り入れの後、銀行、信託、証券業務についても段階的に相互参入していくことが適当であり、保険改革実施の後に

はこれに着手していくと考えておられるのでしょ

うか、あわせて大蔵大臣に見解を求めます。

次に、今回の保険業法案において、生損保の各業態の定義が定められることになりましたが、そ

のなかで、生命保険及び損害保険いずれか一方のみに属すると判断しがたいわゆる第三分野と呼ばれてる傷害・疾病・介護保険について、生損保各保険会社本体で参入できることとしておりま

る現行保険業法が生損保の明確な定義規定を置いていないことから、第三分野保険について、生

損保いすれに属するのか論争が続けられ、結局、大蔵省がすみ分けの調整を行い、定額保障の保険については生命保険会社が、実損てん補的な保険

は損害保険会社が行うこととなり、今日に至っております。

今回の改革ではこの境界線をなくし、生損保いすれも自由に第三分野に参入できることとするの

であります。保険業法案の附則において、第三

分野への本体相互参入については、これらの分野への依存度の高い中小国内保険会社及び外国保険

会社に配慮しつつ、他の規制緩和の進展度合いを見ながら進めていくこととされており、これは、

昨年十月に日米保険協議の交渉に際し米国が強く要求した結果だとも言われております。

今回の保険制度改革を政府が保険契約者のためのものといつても、その背後には米国に対する配慮が色濃く出ていると言わざるを得ず、現状固定、現状追認型の改革にすぎないのではないかとの疑惑も出てきております。

大蔵大臣としてはこのような配慮規定について

どのような認識を持っておられるのでしょうか。

生損保が自由に参入できるのはいつごろになるの

でしょうか、具体的に明らかにしていただきたい

のであります。

この保護基金は、経営が破綻した保険会社を合

併等で救済する保険会社に対し、生命保険と損害

保険の業界」とにつくる基金から金銭贈与などで

支援することを目的とするものであると承知して

おりますが、そもそも、この基金はどのような理

念に基づいて設立されるのでしょうか。

このような経営危機対応制度を設けることと今

後保険料率の自由化が進んでいくことを結びつ

けると、低廉な保険料で契約を勧誘し、その後の

運営・責任は基金に任せ、また保険契約者も最

後には基金が救済してくれるという両者のモラル

ハザードを招く懸念もあります。この点について

大蔵大臣はどのような見解を持っておられるので

しょうか。

また、このスキームでは、保険契約は救済した

保険会社に包括的に移転されることとなつております。

保険会社に包括的に移転されることとなつておりますが、包括移転される保険金の額に上限は設け

られないのでしょうか。銀行等の金融機関における預金保険機構の場合はペイオフについては一人

当たり一千万円という上限が設けられていること

と対比すれば、今回の基金は小口の保険と同時に

何億円もの高額保険も救済されることになりますが、これは二信用組合問題で議論となつた大口優

遇、大口救済につながるおそれはないのでしょうか。

さらに、法案では、基金への加入について明確に規定されておりませんが、仮にすべての保険会

社が強制的に加入を義務づけられることとなると

すれば、中小保険会社や外国保険会社にとってそ

の資金負担に耐えられ得るのかどうかといった問

題も生じますが、基金の当面の運営方針について

も大蔵大臣に見解を明らかにしていただきたいの

であります。

次に、今回の改革では、保険会社の経営の健全

性をあらわす指標として支払い余力を示すソルベ

ンシーマージン基準が導入されることになります

が、この基準が保険行政において早期警戒装置と

してどのように使われるか、お示しいただきたい

のであります。

ソルベンシーマージンで誤解を招きやすいの

は、将来最大限見込まれるリスクに対しても十分な

支払い余力を持つていないからといって保険会社

が倒産したり債務超過に陥るわけではないという

点であり、通常の契約上の支払い義務に支障が生

ずるものではないということになります。

こうしたことから、ソルベンシーマージン比率

のトレンドを見ることが重要とする立場からはこ

れを公表すべきであるとの見解が出され、反面、

公表すると数値だけがひとり歩きし、かえって保

険契約者などの混乱を招くこととなり、公表すべ

きではないとの見解もあります。私は、さきに申し上げたソルベンシーマージン比率の内容を保険

行政が周知徹底した上で公表すれば、混乱を招く

こともなく、むしろ保険契約者の保険会社選択の

判断材料として有用ではないかと考えますが、大

蔵大臣の見解を求めるものであります。

以上、今回の保険制度改革関連一法案に関する質問してまいりましたが、約半世紀ぶりに行われ

る今回の改革が、株式市場の低迷、円高に加えて、長引く不況で保険商品の販売も不振を引きわめ

るなど、発案時とは打って変わった逆風が吹く中

で行われようとしているのであります。これがいかなる影響を及ぼすものか、今後議論を尽くさなければなりませんが、認識すべきことは、我々がさまざまリスクにさらされたとき、そのリスクを回避する手段として生命保険や損害保険が必要不可欠な存在だということであります。

一例を挙げれば、今や民間生命保険の世帯加入率は八〇%を超え、これに簡易保険及び共済があります。

されば、中小保険会社や外国保険会社にとってそ

の資金負担に耐えられ得るのかどうかといった問

題も生じますが、基金の当面の運営方針について

も大蔵大臣に見解を明らかにしていただきたいの

であります。

次に、今回の改革では、保険会社の経営の健全

性をあらわす指標として支払い余力を示すソルベ

ンシーマージン基準が導入されることになります

が、この基準が保険行政において早期警戒装置と

してどのように使われるか、お示しいただきたい

のであります。

ソルベンシーマージンで誤解を招きやすいの

は、将来最大限見込まれるリスクに対しても十分な

支払い余力を持つていないからといって保険会社

が倒産したり債務超過に陥るわけではないという

点であり、通常の契約上の支払い義務に支障が生

ずるものではないということになります。

こうしたことから、ソルベンシーマージン比率

のトレンドを見ることが重要とする立場からはこ

れを公表すべきであるとの見解が出され、反面、

公表すると数値だけがひとり歩きし、かえって保

険契約者などの混乱を招くこととなり、公表すべ

きではないとの見解もあります。私は、さきに申し上げたソルベンシーマージン比率の内容を保険

行政が周知徹底した上で公表すれば、混乱を招く

こともなく、むしろ保険契約者の保険会社選択の

判断材料として有用ではないかと考えますが、大

蔵大臣の見解を求めるものであります。

以上、今回の保険制度改革関連一法案に関する質問してまいましたが、約半世紀ぶりに行われ

る今回の改革が、株式市場の低迷、円高に加えて、長引く不況で保険商品の販売も不振を引きわめ

るなど、発案時とは打って変わった逆風が吹く中

官報(号外)

は、従来からの発想にとらわれることなく、おおむね五年の間に積極的な処理を進め、問題解決のめどをつけることとする旨表明したところでござります。

また、証券市場の活性化につきましては、基本的に景気の回復を通じた企業業績等の回復の進展等により図られていくべきものであり、先般の緊急円高・経済対策に盛り込まれた内需振興策、規制緩和推進計画の前倒し実施、経済構造改革の推進等の施策は、今後、証券市場にも必ずや好影響を与えるものと確信をしております。

さらに、政府といたしましては、市場が本来の機能を發揮する上で必要な環境整備をすることが責務であるとの考え方立ちまして、先般の対策にも投資信託改革、店頭市場改革等の証券市場活性化策を盛り込んだところでございます。今後とも、これらの施策を着実に実施し、市場の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険制度の改革の理念と利用者の利便の向上についてのお尋ねがございましたが、今般の保険制度改革の大柱は、一つは規制緩和、自由化の推進、二つ目には保険業の健全性の維持、三つ目には公正な事業運営の確保でございます。

今後、保険会社が国民生活の安定や国民経済の発展に向けてその社会的役割を十分に發揮できるようになるとともに、二十一世紀に向けて国民の信頼にこだえる新しい保険制度を構築しようとするものでございます。

利用者の利便の向上につきましては、例えば規制緩和、自由化を通じまして新商品の開発の活性化、迅速化が図られることが期待されるところであります。契約者にとりましても、みずからの一々に合致した新たな保険サービスの提供を速やかに受けることが可能となると考えております。また、競争が促進され保険料率が弾力化されただけではなく、保険仲立人制度が導入されることによりまして保険商品購入ルートの選択肢が

広がるといったことも期待されることでござりますが、こうした点で利用者の利便の向上が図られるものと考えているところでございます。

さらに、保険制度全体の中で民間保険のあるべき役割と保険制度改革に取り組む決意についての御質問でございますが、民間保険は、国民の自助努力を支えることを通じ、国の社会保障制度を補完し、あるいはそれを充実したものとするためにつきましては、御意見もございましたように、重複するものと考へてあります。

今後、高齢化社会の進展等を背景として、国民の保障ニーズも多様化、高度化していくことが予想されておりますが、これに対応するため、規制緩和、自由化を進め、民間保険においても個々人のニーズに合った多様な商品開発が進められることが必要であり、この点からも、この保険制度改革に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えてございます。(拍手)

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇、拍手)

○国務大臣(武村正義君) 四点お尋ねをいただきました。

まず相互参入についての御質問でございますが、金融制度調査会及び証券取引審議会の審議におきましては、御指摘のユーバーサルバンク方式のように各金融機関が本体で銀行業務及び証券業務を幅広く行う場合には、銀行経営の健全性の維持や利益相反による弊害防止等の面で問題が多いことから、持ち株会社あるいは業態別子会社方式の如きが、平成四年六月の保険審議会答申においては、中小保険会社、外国保険業者の中第三分野への依存度の高い会社が存在することに第三分野への依存度の高い会社が存在すること等を踏まえて、所要の激変緩和措置をとることが適切である旨指摘されております。日米包括協議における保険分野交渉の決着内容に沿うものであると同時に、今般の保険制度改革についての提言を行った保険審議会答申にも沿ったものであります。

このうち、持ち株会社方式につきましては、独

は業態別子会社方式が採用されることになります。今回、保険制度改革におきましても、この金融制度改革の趣旨を踏まえまして、業態別子会社方式を採用したところであります。

平成五年四月の金融制度改革法の施行を受けまして、業態別子会社の設立による銀行、信託、証券の相互参入が実施されているところでございますが、当面は、業態別子会社方式による現行の金融制度改革の着実な実施を図っていくことが重要であると考えております。

保険業と銀行・証券等の相互参入の時期に係るお尋ねでございますが、昨年六月の保険審議会報告におきましては、まず子会社方式による生損保の相互乗り入れを含む保険制度の自由化を進めることが肝要であり、その定着を見きわめた後で子会社による他業態への進出も含めた制度改革が完了するよう段階的に行うべきであるというふうに答申を受けているところでございまして、生損保の相互乗り入れ及び現在実施されている金融制度改革の実施状況を見きわめた上で今後検討をしてまいる所存であります。

次に、傷害・疾病・介護分野、いわゆる第三分

野における今後の生損保の相互乗り入れの問題でございますが、平成四年六月の保険審議会答申においては、中小保険会社、外国保険業者の中第三分野への依存度の高い会社が存在することに第三分野への依存度の高い会社が存在すること等を踏まえて、所要の激変緩和措置をとることが適切である旨指摘されております。日米包括協議における保険分野交渉の決着内容に沿うものであると同時に、今般の保険制度改革についての提言を行った保険審議会答申にも沿ったものであります。

この配慮規定については、第三分野に依存度の

のと考へておりますが、規定の終了時期を明確にすることは現時点におきましては困難であることを理解賜りたいと存じます。

次に、保険会社が経営危機に陥った場合に備えて、保険契約者等の保護を図るためにシステムを整備しておくことが重要であります。自由化を進める上でも不可欠の前提であります。こうした観点から、保険会社間の相互援助による保険契約者等の救済制度として、円滑に契約移転等を行うため保険契約者保護基金を設けることにいたしました

この基金による資金援助だけでは保険契約の相互通り入れを含む保険制度の自由化を進めることが肝要であり、その定着を見きわめた後で子会社による他業態への進出も含めた制度改革が完了するよう段階的に行うべきであるというふうに答申を受けているところでございまして、生損保の相互乗り入れ及び現在実施されている金融制度改革の実施状況を見きわめた上で今後検討をしてまいる所存であります。

次に、傷害・疾病・介護分野、いわゆる第三分

野における今後の生損保の相互乗り入れの問題でございますが、平成四年六月の保険審議会答申においては、中小保険会社、外国保険業者の中第三分野への依存度の高い会社が存在することに第三分野への依存度の高い会社が存在すること等を踏まえて、所要の激変緩和措置をとることが適切である旨指摘されております。日米包括協議における保険分野交渉の決着内容に沿うものであると同時に、今般の保険制度改革についての提言を行った保険審議会答申にも沿ったものであります。

このうち、持ち株会社方式につきましては、独

は、保険契約者の自己責任が問わることもあり得る形となつておられます。したがって、保険会社及び保険契約者の御指摘のモラルハザードを招くことはないのではないかと考へます。

また、この基金による資金援助の制度は、結果として、大口小口を問わず保険契約者の保護を図るものであります。これは、一つは、保険契約の利益はほとんどが最終的に個人に帰着するものであること、一つは、保険は預金と異なり、大口小口のいかんにかかわらず同じ母集団を形成し、相互扶助の仕組みで相応の負担を行っているものであること、もう一つは、大口といいましても、中小企業の事業主が万が一の場合に備えて事業の継続を図るために加入している例など、その必要性からやむを得ず大口で加入している場合なども含まれていることなどを考へますと、大口小口で取り扱いに差を設けることは困難と考へます。

また、基金は民法上の公益法人となつておりますが、大蔵省としましては、保険契約者等の保護を図り保険業に対する信頼性を維持するという基金の目的を踏まえて、全保険会社が加入することを期待してまいります。

また、この基金の負担金につきましては、現在、生損保業界において、各社の負担能力を勘案しながら、どのように分担するかについての基準を検討しているところでございます。

最後に、ソルベンシーマージン基準の問題でございますが、保険会社の監督上、保険会社の経営について早期の事前チェックを行うための一つの手段として今回初めて導入するものであります。まず第一に、保険業界における定着を図ることが必要であると考えております。

議員の御指摘のように、今後、ソルベンシーマージン基準の成績度合いを見ながら、契約者に無用な誤解が生じないことを確認しつつ、各保険会社に当該比率をディスクローズさせることを指導していくことを検討してまいりたいと考えておられます。(拍手)

○議長(原文文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

村秀昭君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(田村秀昭君登壇、拍手)

○田村秀昭君 ただいま議題となりました条約につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、近年、国際連合の平和維持活動等に従事する要員の死傷者数が増加し、これらの要員の安全確保が国際社会にとって極めて重要な課題の一つとなっていることにかんがみ、平成六年十二月に第四十九回国連総会において採択された

ものであります。国連の平和維持活動要員等に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について定めるものであります。

委員会におきましては、この条約が対象とする要員の範囲及び活動、我が国が派遣したP.K.O要員に対する適用関係、この条約の実効性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文文兵衛君) これより採決をいたしました。

よつて、本件は全会一致をもつて承認すること等であります。

なお、本法律は、平成七年六月二十日から施行し、平成十四年六月十九日限りその効力を失うこととなつております。

○議長(原文文兵衛君) 日程第二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案

(衆議院提出)を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長坪井一宇君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(坪井一宇君登壇、拍手)

○坪井一宇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものであります。て、第百二十九回国会以来、衆議院において継続審査とされ、今国会において修正議決されたものであります。

本法律案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置等を講じ、もつて沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的としております。

その主な内容は、国は返還の見通しが立った駐留軍用地について当該土地の所有者等に通知すること、返還が合意された駐留軍用地について返還実施計画を策定しなければならないこと、所有者等が当該土地を使用せず、かつ収益していないときは、当該所有者等の申請に基づき賃借料等の相

当額を基準とする給付金を支給すること等であります。

なほ、本法律は、平成七年六月二十日から施行し、平成十四年六月十九日限りその効力を失うこととなつております。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して渕上委員、平成会を代表して星野理事、日本共産党を代表して市川委員、新党・護憲リバーラル・市民連合を代表して中尾委員、一院クラブを代表して島袋委員より、それぞれ本案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文文兵衛君) これより採決をいたします。

[賛成者起立]

○議長(原文文兵衛君) 総員起立と認めます。

本件を賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(原文文兵衛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後零時三十九分休憩

午後七時三十一分開議

○議長(原文文兵衛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、

○議長(原文文兵衛君) 日程第一 國際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長田

○議長(原文文兵衛君) 本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文文兵衛君) 総員起立と認めます。

官(号)外

平成七年度一般会計補正予算(第一号)
平成七年度特別会計補正予算(特第1号)
平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

○議長(原文兵衛君) 野重信君。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長坂

野重信君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔坂野重信君登壇、拍手〕

○坂野重信君 大だいま議題となりました平成七年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計補正予算は、最近の急激な為替レートの変動を含む内外の経済動向に対応して、景気回復基調をより確実なものとすること等のため、去る四月十四日に決定した緊急円高・経済対策の一環として、阪神・淡路大震災からの復旧・復興のほか、円高への対応等を主な内容とするものであります。

歳出につきましては、阪神・淡路大震災等関係経費を初め、緊急防災対策費、科学技術・情報通信振興特別対策費、円高対応中小企業等特別対策費、輸入促進関係経費等について措置するほか、地方交付税交付金について所要の措置を行うこととしており、歳出の純追加額は二兆七千二百六十億円となっております。

他方、歳入につきましては、阪神・淡路大震災への税制上の対応及び今回の対策に盛り込まれた

税制上の措置に伴い、租税及び印紙収入について

減収を見込むとともに、その他収入の増加を計上

するほか、財政法第四条の規定に基づく公債二兆

千二百六十億円の増発、及び平成七年度におけ

る公債の発行の特例に関する法律案に基づく公

債五千六百三十八億円などを合わせて、合計二兆

千二百六十億円の公債を発行することとしており

ます。

本補正の結果、平成七年度補正後予算の総額

は、歳入歳出とも当初予算に二兆七千二百六十

億円を追加し、七十三兆七千百三十二億円となっ

ております。

また、一般会計の補正に関連して、国立学校特

別会計、道路整備特別会計など十三特別会計予算

及び国民金融公庫、住宅金融公庫及び中小企業信

用保険公庫の三政府関係機関予算について、所要

の補正が行われております。

補正予算三案は、五月十五日国会に提出され、

衆議院からの送付を待つて、本日、武村大蔵大臣

から趣旨説明を聴取した後審議に入り、村山内閣

総理大臣並びに関係各大臣に対し国政全般にわたり熱心に質疑を行ってまいりました。

以下、質疑のうち主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

補正予算に直接かかわるものとして、「今回の

補正予算の性格は何か。補正予算の財源はそのほ

とんどが公債で賄われているが、今後の財政運営

の方針を伺いたい。」との質疑のほか、「阪神・淡

路大震災についての復興計画策定の見通しはどう

か。」との質疑があり、これに対し武村大蔵大臣及

び関係大臣より、「今回の補正予算は、第一に阪

神・淡路大震災の復旧・復興のために一兆四千億

円強の予算を計上し、六年度補正予算と合わせると一兆四千億円強となり、緊急対応と復旧についておおむね全うすることができる」と考へておられる。第一は、全国の緊急防災対策として鉄道、道路、建物等について必要な予算を組んでいる。さらに、円高について中小企業対策や雇用対策予算を組んだほか、我が国経済・産業の構造転換を進めるために科学技術・情報通信振興対策予算などを計上したものである。加えて、最近のオウム事件等の犯罪に対応するための経費を計上しているものである。今後の財政運営については、「今日、国債残高は二百十六兆円に達しようとしており、我が国財政は極めて脆弱で、今後国債がさらによえていくような健全な財政運営には慎重でなくてはならない。今回の国債発行は景気回復を優先させること等のためにやむを得ざる措置として決断したものである。」また阪神・淡路の今後の復興計画については、「日下地元では、悲惨な経験を踏まえて、被災者の声を聞きながら県、市、町及び関係団体が一体となる拳銃体制で進めており、六月いっぱいにまとまる」と期待している。」との答弁がありました。

質疑は、このほか、東京共同銀行スキームの運営方針、地方分権への取り組み姿勢、円高対策の経済効果、オウム真理教と宗教法人のあり方、原発立地政策の進め方、中小企業及びベンチャービジネス支援策、内外価格差の解消策、日米自動車摩擦とWTO提訴問題、仮設住宅の建設・入居状況、テロ防止対策など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、平成会を代表して北澤委員が反対、自由民主党を代表して山崎委員が賛成、日本共産党を代表して有働委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

○議長(原文兵衛君) 二案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。猪熊重二君。○猪熊重二君登壇、拍手)

○猪熊重二君 私は、平成会を代表して、たゞいま議題となりました平成七年度補正予算三案について反対の討論を行います。

我が国経済は、長期にわたる不況からようやく脱却し、回復基調が定着したかに見えました。しかし、それもつかの間、阪神・淡路大震災の発生、急激な円高の進行、株価の長期低迷、さらに不良債権処理をめぐる金融システムの混乱といういわば四重苦に見舞われ、再び景気が腰折れする懸念すら高まっているのであります。

とりわけここ数カ月の間に二割近くの円高の進行は、輸出関連企業の大半が採算割れに落ち込むなど、国民生活にも重大な影響を与えています。

こうしたことから、新進党は、二月二十八日に円高の非常事態に対処するため緊急経済対策を提言するなど、政府の機敏な対応を強く求めてまいりました。しかし、政府の対応は鈍く、ようやく四月十四日に緊急円高・経済対策を発表しましたが、その内容は具体性に欠けた單なる飾り言葉の羅列に終始したものでした。果たせるかな、これ

下落するなど、市場の失望感を惹起する結果となりました。

今、政府に求められているのは、内需拡大を図り貿易黒字の大額削減につながる思い切った景気対策、経済改革を内外に発信することであります。しかるに、この緊急円高・経済対策の一環として提出された本補正予算は、復旧・復興対策に十全を期したと言える内容ではなく、また、円高対策としても全く不十分の一語に尽きる、力量不足の補正予算と断ぜざるを得ません。

以下、本補正予算に反対する理由を申し上げます。

反対の第一の理由は、震災の復旧・復興対策並びに防災対策が不十分なことです。

あの震災から既に四ヶ月が経過しましたが、町中には今なお倒壊寸前のビルが散在し、四万人もの人々が不自由な避難所生活を送っているほか、雇用情勢も一段と悪化しているなど、現地では厳しい状況が続いていることに思いをはせば、復旧・復興の一歩も早い実現は被災住民のみならず全国民の強い願いであります。さらに、今回の大地震災を教訓に地震列島日本の防災対策に万全を期すことは、今や最大の政治課題であります。

しかるに、本補正予算では、被災者向け公的住宅についても、計画戸数の約半分への着手にとどまっているのであります。また、首都高速の橋梁補強でも、実際に補強を予定しているのは対象全体の三分の一にとどまっています。さらに、瓦れき処理の計上でも、当初の政府見通しの二倍近くの額を計上しなければならなくなつております。回の見通しもその正確さが大いに疑問視されるなど、とても容認できる内容ではありません。

反対の第二の理由は、円高対策が全く不十分なことです。

新進党は、総額約十兆円の予算措置を伴う緊急対策の速やかな実施を強く求めてまいりました。しかるに本補正では、景気対策としての公共事業はほとんど計上せず、円高対策として、科学技術・情報通信振興のための経費など、トータルでもわずか四千五百億円余の金額を計上しているにすぎません。さらに、中小企業融資に対する金利減免措置も不十分で、我々が円高の地場産業への深刻な影響を考慮し地方公共団体への緊急財政措置を行うことなどを強く要求しているにもかかわらず、全くこれを無視していることは遺憾のきわめであります。

反対の第三の理由は、当初予算の抜本的な見直しことはほど遠い内容となっています。

そもそも、政府は、我々に本補正での予算の組み替えに匹敵する大幅な当初予算の見直しを約束したことを思い出してください。我々は、財源措置として、当初予算における経費の洗い直し、公共事業全体の見直し等が組上に上ると思つていてもかかわらず、本補正は当初予算の大枠にはほとんど手を触れることなく編成されております。新進党は、このような事態を受け、衆議院で約十三兆円の予算措置を内容とする本補正の組み替え要求を提出し、村山内閣に的確な補正予算編成を行うチャンスを与えましたが、誠意を全く示さずこれを拒否した態度には怒りを禁じ得ません。

最後に、本補正提出前に、訪米した与党自民党の総務会長が、事もあるうに米国通商代表部で十北円規模の二次補正の編成を公言するとは、一体

どういうことでありましょうか。与党みずから本補正予算の不十分さを世界に向かって宣伝しているに等しいではありませんか。

以上のとおり、村山内閣の危機管理能力の欠如は救いがたく、現下の厳しい経済社会情勢を打破する残された唯一の道は村山内閣の退陣しかないことを強く強調して、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○藤長(原文兵衛君) 成瀬守重君。
〔成瀬守重君登壇、拍手〕

○成瀬守重君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました平成七年度補正予算三案につき賛成の討論を行います。

本年に入り大事件が続発し、国民の生命と財産を守ることが我々の最大の使命であり、それにこたえる今次補正予算を一刻も早く成立させることが国民共通の願いであります。

阪神・淡路大震災発生から四ヶ月が経過した現在、政府、自治体並びに被災者の御努力により、被災地域の復旧・復興は着実に進みつつあります。この足取りをさらに確実なものにするため、住宅供給や瓦れき処理などへの財政措置が緊要となつてまいります。

一方、経済情勢に目を向げますと、一ドル八十円台という異常な円高で、回復に向け歩み始めた日本経済は苦境に立たされており、國としてもあらゆる手段を尽くし、これを克服することが求められております。

最後に、本補正提出前に、訪米した与党自民党原代表等が警察関係者の御労苦により十六日逮捕されました。このような凶悪事件の再発防止に

万全を期していかなければなりません。

本補正予算は、これらの国民全体の切実な要望に的確にこえた内容となっており、大いに賛意を表するものであります。

以下、その主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、阪神・淡路大震災復旧・復興関係費並びに緊急防災対策費が適切に計上されている点であります。

道路や港湾の復旧及び住宅供給等の公共事業の追加のほか、瓦れき処理事業費等、合わせて一兆四千三百億円が計上されており、被災地の復旧・復興の足取りを確実にするものと確信いたしております。また、七千九百億円の緊急防災対策費は、震災に備え全国の道路、鉄道、学校施設等の耐震性の強化等を図るもので、異議を差し挟む余地はありません。

賛成の第二の理由は、万全の円高・経済対策が盛り込まれている点であります。

今回は、経済フロンティア拡大のために、特に科学技術・情報分野に思い切った重点投資が図られています。この分野は、新産業の創出につながることが期待され、経済波及効果も高いことから、経済対策として極めて有効なものであります。また、中小企業への低利融資を拡充するための七百億円の財政措置は、円高により厳しい経営状況にある中小企業を支援するものとして欠くことのできないものであります。

賛成の第三の理由は、三百四十億円の緊急犯罪対策費が計上されている点であります。

地下鉄サリン事件や警察庁長官狙撃事件等かつて例のない凶悪犯罪が続き、一刻も早い事件の解決と再発防止が国民共通の願いであります。今回

官 報 (号 外)

平成七年五月十九日 参議院会議録第一四四号

〔石渡清元君登壇、拍手〕

本日はこれにて散会いたします。

午後八時散会

○石渡清元君　ただいま議題となりました特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、中小企業対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の急激な円高の進展により中小企業者の経営環境が一層厳しくなっている現状にかんがみ、中小企業者が行う新分野進出等の新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動に対して、中小企業近代化資金等助成法の特例及び課税の特例の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中小企業への円高の影響と本法による施策の効果、現行法による新分野進出等の計画の実施状況、事業展開計画の承認要件等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま
す。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。

左のとおり。	
議長	原文兵衛君
副議長	赤桐操君
荒木清寛君	山崎順子君
都築讓君	山下栄一君
武田節子君	泉信也君
寺澤芳男君	北澤俊美君
釤宮磐君	平野貞夫君
北澤平野	白浜一良君
鈴木吉田	直嶋正行君
鶴岡足立	星野朋市君
永野矢原	風間祐君
堂本片上	田村秀昭君
素夫君高桑	統訓弘君
木暮山人君	木暮牛嶋正吾君
小林正君	廣中和歌子君
勝木健司君	中西珠子君
野末陳平君	中村錠一君
及川順郎君	野中西
石井大久保直彦	大久保直彦
河本英典君	二君
安恒良一君	茂門君
久江君之久君	洋君
鈴木栄治君	吉田秀男君
鈴木栄治君	寛子君
鈴木栄治君	吉田秀男君
鈴木栄治君	吉田寛子君

溝手	狩野	野村	五男君	顯正君
吉村剛太郎君	安君			
清水喜与子君				
成瀬	守重君			
石渡	清元君			
矢野	哲朗君			
青木	幹雄君			
石井	道子君			
宮崎	秀樹君			
永田	良雄君			
竹山	裕君			
吉川	芳男君			
高木	正明君			
鈴木	省吾君			
坂野	重信君			
伊江	朝雄君			
大島	弘君			
鹿熊	安正君			
関根	則之君			
太田	慶久君			
松谷蒼一郎君				
野間				
岡	利定君			
佐藤	泰二君			
崎嶋	泰昌君			
佐藤	静雄君			
陣内	孝雄君			
松浦				
中曾根弘文君				

前島英三郎君	坪井	上野	公成君
	一宇君	南野	知惠子君
		西田	吉宏君
		鎌田	要人君
		須藤良太郎君	守住
		有信君	浦田
		勝君	大塚清次郎君
			下稻葉耕吉君
			柳川
			覺治君
		岡野	裕君
		岡部	三郎君
		田沢	智治君
		遠藤	要君
		北	林田悠紀夫君
		村上	修三君
		尾辻	正邦君
		真島	秀久君
		笠原	潤一君
		山崎	正昭君
		服部	二男雄君
		加藤	紀文君
		河本	三郎君
		清水	達雄君
		井上	片山虎之助君
		二木	平吉君
		鈴木	秀夫君
		野沢	貞敏君
		太三君	

久世 斎藤 倉田 井上 森山 松浦 竹原 十郎君 佐々木 真弓君
木宮 文夫君 實之君 功君 満君 孝君 公義君 和義君
及川 稔山 上野 小川 仁一君 一夫君

官 報 (号外)

平成七年五月十九日 参議院会議録第一四四号

議長の報告事項

志苦 裕君	西野 康雄君	西山登紀子君	江本 孟紀君	島袋 宗康君	北村 哲男君	小島 慶三君	山田 俊昭君	庄司 中君	國弘 正雄君	吉川 春子君	細谷 田	吉岡 昭雄君	佐藤 三吾君	笛野 貞子君	有働 正治君	聽濤 弘君	矢田部 理君	星川 保松君	磯村 立木	河野 前田	市川 上田耕一郎君	村山 富市君	井出 正一君	大河原太一郎君	橋本龍太郎君	与謝野 駿君	鈴木 静香君
武田邦太郎君	西川 潔君	三重野栄子君	中尾 則幸君	高崎 裕子君	萩野 浩基君	高崎 裕子君	萩野 浩基君	林 紀子君	栗森 義子君	下村 喬君	山本 正和君	山本 正和君	本岡 昭次君	松前 達郎君	古川 太三郎君	橋本 敦君	久保 英行君	瀬谷 久保君	池田 治君	市川 正一君	上田耕一郎君	村山 富市君	井出 正一君	大河原太一郎君	橋本龍太郎君	与謝野 駿君	鈴木 静香君
郵政大臣	労働大臣	建設大臣	自衛隊大臣	国務大臣	内閣官房長官	国務大臣	内閣官房長官	国務大臣	内閣官房長官	国務大臣	内閣官房長官	国務大臣	内閣官房長官	国務大臣	内閣官房長官	国務大臣	内閣官房長官										
大出 俊君	浜本 万三君	野坂 浩賢君	野坂 浩賢君	野中 広務君	野中 広務君	山口 鶴男君	山口 鶴男君	小澤 潔君	小澤 潔君	玉沢徳一郎君	玉沢徳一郎君	高村 正彦君	高村 正彦君	田中眞紀子君	田中眞紀子君	宮下 創平君	宮下 創平君	小里 貞利君	小里 貞利君	山口 公生君	山口 公生君	厚生委員	厚生委員	外務委員	外務委員	農林水産委員	農林水産委員
同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく 平成六年度観光の状況に関する年次報告及び平成 七年度において講じようとする観光政策について の文書を受領した。	同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく 平成六年度観光の状況に関する年次報告及び平成 七年度において講じようとする観光政策について の文書を受領した。	昨十七日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞 任を許可し、その補欠を指名した。	厚生委員	厚生委員	外務委員	外務委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員								
参議院議員既正敏君提出防衛厅・自衛隊における 法律秘の保全に関する質問に対する答弁書	参議院議員既正敏君提出活断層対策等に関する期 限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後 段の規定による通知書を受領した。	参議院議員荒木清寛君提出活断層対策等に関する 質問(答弁)ができる期限 六月十四日	参議院議員荒木清寛君提出活断層対策等に関する 質問(答弁)ができる期限 六月十四日	厚生委員	厚生委員	外務委員	外務委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員							
同日内閣から、保険業法案(閣法第九三号) の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九四号) を受領した。	同日内閣から、保険業法案(閣法第九三号) の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九四号) を受領した。	同日内閣から、介護休業等に関する法律案(星野朋市君外三名 発議)(参第四号)	同日内閣から、介護休業等に関する法律案(星野朋市君外三名 発議)(参第四号)	議院運営委員	議院運営委員	決算委員	決算委員	栗原 稔三君	栗原 稔三君	岩崎 純三君	岩崎 純三君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	太田 豊秋君	太田 豊秋君	石井 一二君	石井 一二君	荒木 清寛君	荒木 清寛君	和田 敦美君	和田 敦美君	大渕 紀文君	大渕 紀文君	竹村 泰子君	竹村 泰子君		
同日内閣から、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措 置に関する法律案(閣法第九三号)	同日内閣から、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措 置に関する法律案(閣法第九三号)	同日内閣から、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措 置に関する法律案(閣法第九三号)	同日内閣から、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措 置に関する法律案(閣法第九三号)	太田 豊秋君	吉川 芳男君	岩崎 純三君	岩崎 純三君	荒木 清寛君	荒木 清寛君	大渕 紀文君	大渕 紀文君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	

置に関する法律案(第百一十九回国会衆第一二
号)審査報告書

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

懲罰委員

辞任

石井 一二君

和田 教美君

補欠

懲罰委員

辞任

石井 一二君

和田 教美君

補欠

同日議員永野茂門君から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

予算委員長坂野重信君解任決議案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第

第九号)

地方行政委員会に付託

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第九八号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法

第九九号)

大蔵委員会に付託

平成七年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第

一〇〇号)

平成七年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予

第一号)

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(閣予第一二号)

予算委員会に付託

平成七年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第

一〇〇号)

平成七年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予

第一号)

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(閣予第一二号)

予算委員会に付託

平成七年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第

一〇〇号)

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構

造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇〇号)

中小企業対策特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを労働委員会に付託した。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

介護休業等に関する法律案(松岡満壽男君外四名提出)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案

は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受

領した。

同日衆議院から次の報告書が提出された。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法

律案

同日議員長から次の報告書が提出された。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法

律案

同日議員長から次の報告書が提出された。

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条

約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から次の報告書が提出された。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法

律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した

防衛厅・自衛隊における法律秘の保全に関する

再質問主意書(副正敏君提出)

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法

律案

同日委員長から次の質問主意書が提出された。

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成七年度一般会計補正予算(第1号)、平成七

年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成七

度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第

一〇一号)審査報告書

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第九八号)審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法

第九九号)審査報告書

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構

造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇〇号)審査報告書

右の議案を発議する。

予算委員長坂野重信君解任決議案

本院は、予算委員長坂野重信君を解任する。

右決議する。

予算委員長坂野重信君解任決議

本院は、予算委員長坂野重信君を解任する。

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

山崎 順子 吉田 之久
和田 教美 荒木 清寛
栗森 喬 井上 哲夫
池田 治 古川太三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、国際連合の平和維持活動等に從事する要員に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、これらの活動の効果的な実施及びこれに従事する要員の安全の確保に資する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

別に費用を要しない。

一、費用

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年四月二十七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文丘衛殿

国際連合要員及び関連要員の安全に関する

条約の締結について承認を求めるの件
国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
国際連合要員及び関連要員の安全に関する
条約
この条約の締約国は、
国際連合要員及び関連要員に対する故意の攻撃から生ずる死者及び負傷者の数が増大しているこ

とを深く憂慮し、

国際連合のために行動する要員に対する攻撃その他不當な取扱いは、行為者のいかんを問わず、正当化し得ず、かつ、容認し難いことに留意し、国際連合活動は、国際社会の共通の利益のために国際連合憲章の原則及び目的に従って行われるものであることを認識し、

予防外交、平和創造、平和維持、平和構築及び

人道的な活動その他の活動の分野における国際連合の努力に關して国際連合要員及び関連要員が重要な貢献を行っていることを認め、

国際連合要員及び関連要員の安全を確保するために現在とられている措置、特にそのために国際連合の主要機関によりとられており、措置を認識し、

それにもかかわらず、国際連合要員及び関連要員の保護のために現在とされている措置が十分でないことを認識し、

国際連合活動の実効性及び安全性は、その活動が受入国の同意及び協力を得て実施される場合に高められることを認め、

国際連合要員及び関連要員が配置されるすべての国その他これらの人員が支援を求めるすべての者に対し、国際連合活動の実施を容易にし及びその任務を遂行するための包括的な支援を与えるよう訴え、

国際連合要員及び関連要員に対する攻撃を防止し並びにそのような攻撃を行った者を処罰するための適切かつ効果的な措置を緊急にとる必要があることを確信して、

次とのおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

(a) 「国際連合要員」とは、次の者をいう。

(i) 国際連合事務総長により、国際連合活動の軍事、警察又は文民の部門の構成員として任用され又は配置された者

(ii) 国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の職務を行うその他の職員及び専門家であつて、国際連合活動が行われている地域内に公的資格で所在するもの

(iii) 国際連合要員及び関連要員又はこれらの要員並びに国際連合活動に従事する者

(iv) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原子力機関によつて任用された者

(v) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(vi) 子力機関との合意に基づいて、人道的な目的を有する非政府機関によつて配置された者

(vii) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(viii) 子力機関によつて任用された者

(ix) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(x) 子力機関によつて任用された者

(xi) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xii) 子力機関によつて任用された者

(xiii) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xiv) 子力機関によつて任用された者

(xv) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xvi) 子力機関によつて任用された者

(xvii) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xviii) 子力機関によつて任用された者

(xix) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xx) 子力機関によつて任用された者

(xxi) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xxii) 子力機関によつて任用された者

(xxiii) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xxiv) 子力機関によつて任用された者

(xxv) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xxvi) 子力機関によつて任用された者

(xxvii) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原

(xxviii) 子力機関によつて任用された者

旨を宣言したこと。

(d) 「受入国」とは、その領域内で国際連合活動が実施される国をいう。

(e) 「通過国」とは、受入国以外の国であつて、国際連合要員及び関連要員又はこれらの要員の装備が国際連合活動に關連してその領域を通過し又はその領域内に一時的に所在するものをいう。

国際連合活動として、その領域内に一時的に所在するものに、明確な標識を付する。国際連合活動に係るその他の要員、車両、船舶及び航空機並びにこれらの構成員に係る車両、船舶及び航空機には、明確な標識を付する。

第二条 識別

1. 国際連合活動の軍事及び警察の部門の構成員

1. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合要員並びに国際連合活動について適用する。

2. この条約は、前条に定める国際連合要員及び

関連要員並びに国際連合活動について適用する。

3. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国

国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

4. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

5. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

6. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

7. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

8. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

9. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

10. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

11. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

12. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

13. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

14. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

15. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

16. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

17. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

18. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

19. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

20. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

21. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

22. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

23. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

24. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

25. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

26. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

27. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

28. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

29. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

30. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

31. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

32. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

33. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

34. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

35. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

36. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

37. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

38. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

39. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

40. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

41. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

42. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

43. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

44. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

45. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

46. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

47. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

48. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

49. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

50. この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、

警察の部門の構成員の特権及び免除に係る規定を含むものを締結する。

第五条 通過

通過国は、国際連合要員及び関連要員並びにこれららの要員の装備が受入国に入国し及び受入国から出国する際に妨げられることなく通過することを容易にする。

第六条 法令の尊重

1 国際連合要員及び関連要員は、自己の享有する特権及び免除並びに自己の職務上の義務を害されない限りにおいて、(a)受入国及び通過国の法令を尊重し、並びに(b)自己の職務の中立性及びその国際的な性質に反するいかなる行動又は活動も差し控える。

2 国際連合事務総長は、1の義務が遵守されることを確保するための適切なすべての措置をとる。

第七条 国際連合要員及び関連要員の安全を確保する義務

1 国際連合要員及び関連要員並びにこれらの要員の装備及び施設は、攻撃その他これららの要員がその任務を遂行することを妨げる行為の対象とされてはならない。

2 締約国は、国際連合要員及び関連要員を殺し又は誘拐すること及びこれらの要員の身体又は自由を

(a) 締約国は、自国の国内法により、故意に行う次の行為を犯罪とする。
 (b) 締約国は、自国の国民に関して行われる場合、(a) 国際連合要員又は関連要員を殺し又は誘拐すること及びこれらの要員の身体又は自由に対するその他の侵害行為
 (c) これららの行為を行ふことの脅迫であって、何らかの行為を行うこと又は行わないことを目的とするもの
 (d) これらの行為の未遂
 (e) これらの行為若しくはその未遂に加担する
 認める場合、特に受入国自身が必要な措置をとることができない場合には、国際連合及び他の締約国と協力する。

官報(号外)

第八条 捕らえられ又は拘禁された国際連合要員及び関連要員を釈放し又は送還する義務

適用のある軍隊の地位に関する協定に別段の定めがある場合を除くほか、国際連合要員又は関連要員が自己の職務の執行の過程で捕らえられ又は拘禁された場合において、その身分が確認されたときは、尋問されることなく速やかに釈放され、かつ、国際連合その他の適當な当局に送還される。そのような要員は、釈放されるまでの間、普遍的に認められている人権に関する基準並びに干

2 締約国は、1に定める犯罪について、その重大性を考慮した適當な刑罰を科すことができるようにする。

第十条 裁判権の設定

1 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内で又は自國において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

2 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。
 (a) 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合
 (b) 犯罪が自国の国民に関して行われる場合
 (c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自國に対して強要する目的で行われる場合

第十一條 国際連合要員及び関連要員に対する犯罪の防止

締約国は、特に次の方法により、第九条に定めた犯罪の防止について協力する。

(a) 自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置をとること。

第十二条 情報の伝達

1 第九条に定める犯罪が自国の領域内で行われた締約国は、容疑者が自国の領域から逃亡したと信するに足りる理由がある場合には、自国の国内法に定めるところにより、当該犯罪に関するすべての関連事実及び当該容疑者の特定に関するすべての入手可能な情報を、国際連合事務総長に通報し、及び直接又は同事務総長を通じて関係国に通報する。

2 第九条に定める犯罪が行われた場合には、その被害者及び当該犯罪の状況に関する情報を有する締約国は、国際連合事務総長及び関係国に対し、自国の国内法に定めるところにより、十分かつ速やかに当該情報を伝達するよう努める。

第十三条 訴追又は引渡しを確保するための措置

1 容疑者が領域内に所在する締約国は、状況により正当である場合には、訴追又は引渡しのため当該容疑者の所在を確實にするため、自國の国内法により適當な措置をとる。

2 1の規定に基づいてとられる措置は、国内法において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

5 この条約は、国内法に従って行使される裁判権を排除するものではない。

に通報し、及び直接又は同事務総長を通じて次に定めるところにより、相互間で、第九条に定める国に通報する。

(a) 犯罪が行われた国

(b) 犯罪者の国籍国又は容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者が領域内に常居所を有する国

(c) 被害者の国籍国
(d) その他の関係国

第十四条 容疑者の訴追

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不适当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

第十五条 容疑者の引渡し

1 第九条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約における引渡し犯罪でない場合には、当該条約における引渡し犯罪とみなされる。締約国は、相互間で締結されるすべての犯罪人引渡し条約に同条に定める犯罪を引渡し犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第九条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定めるところによる。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない緒

約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定めるところにより、相互間で、第九条に定める犯罪を引渡し罪と認める。

4 第九条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第十条の1又は2の規定に従って裁判権を設定した締約国の領域内においても行われたものとみなされる。

第十六条 刑事問題に関する相互援助

1 締約国は、第九条に定める犯罪についてどちらの刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助（自國が提供することができる証拠であつて當たる）を与える。この場合には、援助を要請された国が適用される。

2 1の規定は、他の条約に規定する相互援助に関する義務に影響を及ぼすものではない。

第十七条 公正な取扱い

1 いずれの者も、自己につき第九条に定める犯罪のいずれかに関して捜査が行われ又は訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取り扱い、公正な裁判及び自らの権利の十分な保護を保障される。

2 いずれの容疑者も、次の権利を有する。

(a) 当該容疑者の国籍国その他当該容疑者の権利を保護する資格を有する国又は当該容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者の要請に応じてその権利を保護する意思を有する国

(b) (a)に規定する国の代表の訪問を受ける権利

第十八条 訴訟手続の結果の通報
容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。同事務総長は、当該情報を他の締約国に伝達する。

第十九条 周知

締約国は、できる限り広い範囲においてこの条約の周知を図ること並びに、特に、自國の軍隊の教育の課題にこの条約及び国際人道法の関係規定についての学習を取り入れることを約束する。

第二十条 保留条項

この条約のいかなる規定も、次の事項に影響を及ぼすものではない。

(a) 國際連合活動並びに国際連合要員及び関連要員の保護について国際文書に定められている国際人道法及び普遍的に認められている人権に関する基準が適用されること、並びにこれららの要員がこれらの法及び基準を尊重する

とができる。

2 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の全部又は一部の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのままの全部又はその関係部分の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十三条 檢討会合

1 又は（以上の締約国からの要請がある場合において、締約国過半数によって承認されるとき）は、国際連合事務総長は、この条約の実施について及びこの条約の適用に関して生ずる問題について検討するため、締約国の会合を招集する。

第二十四条 署名

この条約は、一千九百九十五年十二月三十一日まで、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放してお

くる。争議で交渉によって解決されないものは、いずれかの争議当事国の要請により、仲裁に付され、仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について争議当事国が合意に達しない場合には、いずれの争議当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に争議を付託することができる。

第二十二条 紛争解決

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの争議当事国の要請により、仲裁に付され、仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について争議当事国が合意に達しない場合には、仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組

第二十五条 批准、受諾又は承認
この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二十六条 加入
この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二十七条 効力発生
1 この条約は、二十二の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された後三十日で効力を生ずる。
2 二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条 廃棄
1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。
2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十九条 正文
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

一千九百九十四年十一月九日にニューヨークで作成した。

審査報告書

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成七年五月九日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年五月十七日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長 坪井 一字

参議院議長 原 文兵衛殿

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置等を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐

留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)が日米安保条約としてその申請に基づき、賃借料等の相当額を基準とする給付金を支給すること、本法律は平成十四年六月十九日限りその効力を失うこと等を内容とするものであつて、妥当な措置と認められる。

第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間ににおいてアメリカ

合衆国が沖縄県の区域内において使用してい

た土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他の政令で定める権利を有する者に返還され

ているもの又は同協定の効力発生の日以降冲縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約

の実施及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他の政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

第六条の規定に基づき使用することを許さ

れていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他の政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

官報(号外)

(返還実施計画)

第六条 国は、合同委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)第十五条规定する合同委員会をいう。以下同じ。)において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 返還に係る区域

二 返還の予定期間

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聽かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、國に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。)の意見を聽かなければならない。

5 前項の規定により意見を聽かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聽かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあっては意見を聽かれた日から六十日以内に、それぞ

れ意見書を提出しなければならない。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 前四項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第七条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第八条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。)の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日(以下この条において「返還日」という。)の翌日から三年を超えない期間内に、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかるらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて一年間に支給する給付金の額は、十円から補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

3 前項の規定にかかるらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて一年間に支給する給付金の額は、十円から補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

5 前項の給付金の額は、返還日の属する年度において同様の賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特

別措置法(昭和二十七年法律第二百四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十二条に規定する補償金の一日前日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合には、三年間)の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金(次項において「補償金」という。)の額を減じて得た額とする。

6 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 地域の総合整備に関する基本の方針に関する事項

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

3 生活環境の整備に関する事項

4 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

5 自然環境の保全及び復旧に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関する必要と認める事項

7 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

8 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

9 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特

(市町村総合整備計画)

第十一条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。)を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

12 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 地域の総合整備に関する基本の方針に関する事項

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

3 生活環境の整備に関する事項

4 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

5 自然環境の保全及び復旧に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関する必要と認める事項

7 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

8 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

9 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

10 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 沖縄県知事は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他の政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならぬ。

4 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第十三条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)による沖縄振興開発計画その他の法令の規定による沖縄に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十四条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計

画法(昭和四十二年法律第二百号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第十五条 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

(国有財産の活用)
第十六条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

4 前二項の規定は、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

5 第四条第五号の次に次の二号を加える。
五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

審査報告書

平成七年度一般会計補正予算(第1号)

平成七年度特別会計補正予算(特第1号)

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多數をもって可決すべきものと議決した。よって領書を添えて報告する。

平成七年五月十九日

予算委員長 坂野 重信
参考議院議長 原 文兵衛殿

は、国民金融公庫、住宅金融公庫及び中小企業信用保険公庫について所要の補正を行うこととしている。

(防衛庁設置法の一部改正)

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年号)第五条の規定による駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において

軍用地の返還についての見通しの通知、同改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

4 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

5 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

6 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

7 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

8 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

9 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

10 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

11 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

12 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

要領書

一、委員会の決定の理由

平成七年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(1)阪神・淡路大震災等関係経費、(2)緊急防災対策費、(3)科学技術・情報通信振興特別対策費、(4)円高対応中小企業等特別対策費等合計で二兆七千六百三十八億二千二百三十九万二千円の追加を行い、他方、税収の減少に伴い、地方交付税交付金について三百七十七億六千万円減額し、これに対し同額の追加を行うこととしている。歳入においては、租税及印紙収入について、阪神・淡路大震災への税制上の対応及び今回の対策に盛り込まれた税制上の措置に伴い一千三百八十八億円の減収を見込むほか、その他収入三百八十億六千二百三十九万二千円の増収を見込み、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債二兆二千六百二十一億円の増発及び「平成七年度における公債五千六百三十八億円の発行行為」による公債五千六百三十八億円の発行を行うこととしている。

平成七年度一般会計予算の総額六千一百三十九万二千円増額され、七十三兆七千百三十一億八千一百六十九万三千円となる。

平成七年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等十三特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、国民金融公庫、住宅金融公庫及び中小企業

官報(号外)

場合にあつては当該製品輸入増加割合に〇・一五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に百分の二・五の割合を加算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。)をいう。)を乗じて計算したに改める。

第五十四条第一項中「の百分の二十(当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、)を」に「積立割合(製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあつては)に、「一位未満を「三位未満」に、「)に相当する「を」をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあつては当該製品輸入増加割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に百分の十の割合を加算した割合(当該割合が百分の四十を超えるときは、百分の四十とする。)を乗じて計算した」に改める。

第六十六条の十四中「の平成五年十一月二十五日」を「及び同法第六条の三に規定する承認事業展開計画に従つて事業展開を行う特定中小企業者に該当する法人の平成七年四月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条第一項による。

(同法第二条第三項に規定する組合等を除く。)に該当するものの平成七年四月一日」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十条の四の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得若

しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定す

る事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十九条の四第一項に規定する事業基盤強化設備につ

いては、なお従前の例による。

(製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割

増償却又は所得税額の特別控除及び個人の輸入

前項の規定による減税額の特別控除及び個人の輸入

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する

経過措置)

第六条 法人の平成七年四月一日前に終了した事

業年度において生じた旧法第六十六条の十四に

規定する欠損金額については、なお従前の例に

よる。

2 新法第六十六条の十四に規定する承認事業展

開計画に従つて事業展開を行う特定中小企業者に該当する法人の平成七年四月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条第一項による。

第三条 新法第六十条の六及び第二十条の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第四条 新法第四十二条の七の規定は、法人(法

人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする新法第四十二条の七第一項に規定する事

業基盤強化設備について適用し、法人が施行日以後一月を経過する日までに当該還付の請求を受ける。)に規定する新法第六十六条の二第一項に規定する法人

が、同項の欠損金額につき、既に他の法令の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなす。

3 前項の場合において、同項に規定する法人が、同項の欠損金額につき、既に他の法令の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなす。

4 前項の規定に該当する法人で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化にかんがみ、これらに適応するため中小企業者が行う事業展開を円滑にするため、中小企業近代化資金等助成法の特例等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年五月十八日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

官報(号外)

九条第一項に規定する秘密に該当するもの(以下「訓令秘に指定されていない法律秘」という。)の決定・解除等について明確な回答がないので以下質問する。

一 文書等が訓令秘に指定されていない法律秘に該当するか否かを判断するのは自衛隊員個々人なのか、それとも防衛庁が組織として判断するのかいざれなのか。

二 訓令秘に指定されていない法律秘が、それが秘密であることを解除される手続きが存在するのか。存在するのであればその内容を明らかにされたい。

三 防衛庁が法律秘に該当する文書等をあえて訓令秘に指定しない理由は何か明らかにされたい。

四 「防衛庁・自衛隊における秘密に関する再質問」に対する政府答弁(一九九五年三月二十四日)によれば、私が要求した事故報告に関する達別紙第一から第四までの資料の提出に関して、「同資料の提出に至る防衛庁における検討の過程において、同資料が自衛隊員の人事管理に係る事項を含んでいることもあり、提出を差し控えた」と申し上げたことはあるが、検討の結果防衛庁から提出したところである。」とのことであるが、この「提出を差し控えたいと申し上げた」とは三度にわたる。

一九九二年一月五日に防衛庁政府委員室を通じて請求してから、第一回目が同年一月九日に防衛庁政府委員室より口頭でなされ、第二回目が翌一九九三年四月一九日に人事局人事第

一課の部員より口頭で、第三回目が翌一〇日に同じ部員より口頭で「提出を差し控えたい」旨の回答があった。これが一転して提出することになつたのは、防衛庁における同資料の取扱いについての変遷をうかがわせるものであり、これに関し以下の点を明らかにされたい。

1 三度にわたる「提出を差し控えたい」との回答は、防衛庁の判断を伝えたものなのか、それともこの問題を担当する自衛隊員の判断を伝えたものなのか。

2 防衛庁の判断を伝えたものであるなら、一九九二年一月五日から翌一九九三年四月一〇日の間、防衛庁は同資料が非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具备していると考えていたのか。

五 陸上自衛隊第一空挺団所属の現職自衛官一名が自衛隊に関する情報を漏洩して本年四月八日付で処分されたが、この件につき以下の点を明らかにされたい。

- 1 これら自衛官が漏洩した内容は何か、その全てを明らかにされたい。
- 2 その漏洩された内容は、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具备していたのか。

右質問する。

平成七年五月十六日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員齋正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘の保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘の保全に関する質問に対する

御指摘の自衛官が提供した情報は、平成七年三月二十日から二十三日までの陸上自衛隊第一空挺団の非常勤務態勢及び災害派遣準備状況についてである。

五の1について

自衛隊法(昭和十九年法律第百六十五号)第一及び二について

五十九条第一項に規定する「秘密」は、秘密保全号。以下「訓令」という。の規定による秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない

事実であって、他に知られないことについて相

当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具备している事實をいう。

当該情報は、それが提供された時点においては、自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」には該当しない。

五の2について

五十九条第一項に規定する「秘密」は、秘密保全号。以下「訓令」という。の規定による秘密の指

定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相

当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具备している事實をいう。

したがって、当該事実の職務上知ることのできた自衛隊員は、同項に基づき守秘義務を負う。

三について

御質問の趣旨は必ずしも明らかではないが、訓令第十条第一項の規定により、防衛庁の所掌する事務に関する知識又は文書、図画若しくは物件で、その内容が訓令第五条各号の一に該当するものは、当該各号の秘密区分に指定することとしている。

四について

事故報告に関する達(昭和四十一年陸上自衛隊連第一二二二号)の別紙第一から第四までの資料は、自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」には該当しないが、自衛隊員の人事管理に係る事項を含んでいることもあり、同資料の提出に至る検討の過程において、防衛庁から提出を差し控えたいと申し上げたものである。

官 報 (号 外)

平成七年五月十九日 参議院会議録第二十四号

第三種
明治二十五年一月三十日
便物可日

発行所
大蔵省印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目三番四号
電話
(3587) 4294
定価
(配税本号一部
送三円
料を含三円
別)